

佐賀市教育委員会評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行うにあたり、学識経験者等の意見を求めるため、佐賀市教育委員会評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について評価を行い、評価に基づく指摘事項を協議する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、経済界、評価分野、まちづくり団体等の関係者で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって選出し、副委員長は委員長の指名により選出する。

3 委員長は、評価委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 評価委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、評価委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 評価委員会は公開する。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会教育総務課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。